

千葉県環境審議会 議事録

日時 平成27年9月7日(月)
午後2時から3時15分
場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	1
3. 委員紹介	2
4. 県関係職員紹介	3
5. 議 事	
(1) 会長の選出について	4
(2) 副会長の選出について	5
(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について	6
(4) 千葉県環境審議会運営規程の一部改正について	7
6. その他	
(1) 報告事項	
ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について	8
イ. ヤード適正化条例について	8
ウ. 鳥獣保護法の改正について	10
エ. 平成26年度大気汚染の状況について	11
オ. 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について	13
(2) その他	17
7. 閉 会	18

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます千葉県 環境生活部 環境政策課 政策室長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

始めに、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず、

「会議次第」、「座席表」、「出席者名簿」、「千葉県環境審議会 委員名簿」、資料といたしまして

資料1-1 千葉県環境審議会運営規程 新旧対照表

資料1-2 千葉県環境審議会運営規程 (案)

資料2 各部会の審議状況及び今後の予定

資料3 ヤード適正化条例について

資料4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律について

資料5 平成26年度大気環境の状況について

資料6 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

以上でございます。

資料に不備がございましたらお知らせいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

なお、本日、県関係職員については、環境への配慮から、クールビズで失礼させていただきます。

本日の環境審議会は、前期の任期満了後、初めての審議会でございますので、本来であれば、知事から皆様方に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、大変失礼ではございますが、今回は委嘱状につきましては、皆様の机の上に、封筒に入れて置かせていただいておりますので、お許しいただきたいと思っております。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会 運営規程第10条 第1項及び第11条第2項の規定により、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開と致したいと存じます。

(傍聴人なし)

2 あいさつ

司会 まず、開催に当たりまして、遠山環境生活部長よりごあいさつ申し上げます。

環境生活部長 皆さんこんにちは。環境生活部長の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、本年度第一回目の環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、このたび改選時期に当たりまして、委員の就任を快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

特に今回、12名の方々に新たに審議会の委員としてお願いをして頂くこととなりました。よろしくお願いいたします。

環境審議会はこの全体会議の他、合計7つの部会があります。具体的な議論はそれぞれの部会で、委員の皆様方、専門的な立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っています。

私ども環境行政、今年節目の年を迎えるのかなと思っています。

環境行政の本格的な体制ができたのが、昭和40年の3月、当時、公害課という課ができました。ちょうど今年でそこから数えますと50年となります。

その間、色々環境問題の見方も変遷がありました。当初は、企業・法人を中心とした公害対策、環境問題という構図でした。

ここ数年は住民一人一人が環境の問題を真正面から、自分たちの問題として捉え、具体的にどう行動に移していくかが求められる時代となりました。

印旛沼・手賀沼の閉鎖性水域の水質の問題、廃棄物の問題、大気汚染の問題、再生可能エネルギーの問題、全て、一人一人の県民の日々の生活に関わることです。そういった視点を忘れずに、委員の皆様のご指導いただきながら、本県の環境行政にこれまで以上に尽力していく所存ですので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介

司会 次に、委員の皆様を御紹介申し上げます。
御紹介は、お名前のみを申し上げさせていただきます。
お手許の出席者名簿をご覧ください。
仮議長席に向かって左側の委員からご紹介いたします。

飯沼 喜市郎（いいぬま・きいちろう）委員でございます。

伊豆倉 雄太（いずくら・ゆうた）委員でございます。

井上 健治（いのうえ・けんじ）委員でございます。

梅山 雄二（うめやま・ゆうじ）委員でございます。

河井 信明（かわい・のぶあき）委員でございます。

木原 稔（きはら・みのる）委員でございます。

桑波田 和子（くわはた・かずこ）委員でございます。

杉田 昭義（すぎた・あきよし）委員でございます。

諏訪園 靖（すわぞの・やすし）委員でございます。

瀧 和夫（たき・かずお）委員でございます。

田中 宗隆（たなか・むねたか）委員でございます。

鶴岡 宏祥（つるおか・ひろよし）委員でございます。

戸井田 敏彦（といだ・としひこ）委員でございます。
能城 勝（のうじょう・まさる）委員でございます。
畠山 史郎（はたけやま・しろう）委員でございます。
榛澤 芳雄（はんざわ・よしお）委員でございます。
晝間 初枝（ひるま・はつえ）委員でございます。
ふじしろ 政夫（ふじしろ・まさお）委員でございます。

三輪 由美（みわ・よしみ）委員でございます。
谷田川 充丈（やたがわ・みつたけ）委員でございます。
矢野 博夫（やの・ひろお）委員でございます。
山室 真澄（やまむろ・ますみ）委員でございます。
吉田 正人（よしだ・まさひと）委員でございます。
渡邊 年子（わたなべ・としこ）委員でございます。
以上でございます。

4 県関係職員紹介

司会 次に、県関係職員を御紹介いたします。
ごあいさつ申し上げます
遠山（とおやま） 環境生活部長 でございます。
戸部（とべ） 生活安全・有害鳥獣担当部長 でございます。
半田（はんだ） 環境生活部 次長 でございます。
大竹（おおたけ） 環境生活部 次長 でございます。
生駒（いこま） 環境対策監 でございます。
日浦（ひうら） 環境研究センター長 でございます。

冨塚（とみづか） 環境政策課長 でございます。
工藤（くどう） 大気保全課長 でございます。
松尾（まつお） 水質保全課副課長 でございます。
伊藤（いとう） 自然保護課長 でございます。
櫻井（さくらい） 循環型社会推進課長 でございます。
葉岡部（はおかべ） 廃棄物指導課長でございます。
大谷（おおたに） 健康福祉部薬務課長 でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの審議会の出席者は、委員総数40名のところ、24名です。
半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県 行政組織条例 第32条第
2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

議事に入ります前に、千葉県 行政組織条例第32条 第1項の規定により、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますが、本日は、改選後、最初の審議会でございますので、

会長が選出されるまでの間、議事の進行をしていただく仮議長が必要となります。

ここで、事務局からの提案でございますが、仮議長には、前期、副会長をお努めいただいた瀧 和夫（たき・かずお）委員にお願いしてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、瀧委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、仮議長席にお願いいたします。

（瀧委員、仮議長席へ移動）

仮議長 それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。

議事録署名人を、

梅山 雄二（うめやま・ゆうじ）委員と

桑波田 和子（くわはた・かずこ）委員

にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5 議 事

（1）会長の選出

仮議長 これより議事に入ります。

議事（1）「会長の選出について」を議題といたします。

会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見がございますでしょうか。

榛澤委員 前副会長でいらっしゃった瀧委員にお願いしてはいかがでしょうか。

仮議長 ただいまの御発言について、御意見いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

御異議がなければ、私が、会長を引き受けさせていただきます。

司会 よろしくお願いいたします

それでは、瀧会長、改めまして、ごあいさつをお願いいたします。

会長 会長を、お引き受けすることになりました、瀧でございます。よろしくお願いいたします。

任期は、2年間ということですので、千葉県の環境問題について皆さんとご一緒に鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど部長の御挨拶にもありましたように、本審議会では環境行政の基本となる重要な事項を審議してまいるところです。

この2年間では、環境基本計画の見直しや環境保全細目協定改定に係る基本

方針についての審議を行いました。

この2年間に限らず、千葉県というのは県の GDP とでも申しましょうか、全国の6番目、7番目くらいの実力を持っている県です。

産業、特に京葉工業地帯における工業関係の産業、地域的に申しまして市原以南の農業、あるいは、印旛沼、手賀沼周辺の農業、もう少し都市域に近づきますと、梨やブドウ、南の方に行くと酪農が盛んである。銚子を中心とする漁業、九十九里沿岸あるいは白浜を中心とする観光をメインとするところがある。

全国6位、7位と、日本におけるある意味でのエンジンとして動いてきた。エンジンを動かしながらも、その中で、千葉県民がいかに環境として適切な形をとっていくか審議、決めていかなければならない、ということが審議会に課せられた使命だと思います。

環境問題が多様化していく中、環境審議会で審議する事項も、幅広く、また、専門性を増していくものと思いますので、是非とも、皆様のご専門を踏まえた御審議・御協力のほどよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、規定によりまして、これからの議事進行につきまして、引き続き瀧会長にお願いいたします。

(2) 副会長の選出

会長 では、議事(2)「副会長の選出について」を議題といたします。

副会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

矢野委員 これまで企画政策部会長をされていた、榛澤委員にお願いしてはいかがでしょうか。

会長 ただいま、「副会長に榛澤委員を」という発言がございましたが、御意見はございますか。

(「異議なし」の声)

会長 ありがとうございます。御異議がないようですので、榛澤委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

榛澤委員 よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、榛澤委員よろしくお願いいたします。榛澤委員、副会長席への移動をお願いします。

(榛澤委員 副会長席へ移動)

(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について

会長 それでは、議事を進行させていただきます。

次に、議事(3)「所属部会の決定及び部会長の選出について」についてですが、委員の所属部会については、千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により、会長が指名することになっております。

つきましては、審議の継続性という点も考慮いたしまして、基本的に前任期から継続して就任されている委員におかれましては、引き続き、同じ部会に所属していただき、新たに就任された委員におかれましては、御専門分野を考慮して、退任された委員の後任として入っていただきたいと思っています。

所属部会の決め方について、そのような考え方でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、「所属部会指名表(案)」を事務局から配付してもらいますのでよろしくをお願いします。

(所属部会指名表 配布)

会長 この所属部会の案につきまして、何か御意見、お気づきの点はございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、このような形で指名させていただきたいと思えます。

引き続き、部会長の選出に入ります。

部会長は、千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により、各部会所属委員の互選となっておりますが、改めて各部会を開催してということも時間の関係上難しいと思えますので、先例に習い、会長に一任いただくことにさせていただきます。

(「異議なし」の声)

それでは、私から指名させていただきます。

水環境部会、廃棄物・リサイクル部会、鳥獣部会、温泉部会、企画政策部会につきましては、前部会長が継続して委員をされておりますので、引き続き、

水環境部会長は、近藤 昭彦(こんどう・あきひこ)委員に

廃棄物・リサイクル部会長は、私が兼務させていただき、

鳥獣部会長は、吉田 正人(よしだ・まさひと)委員に

温泉部会は、戸井田 敏彦(といだ・としひこ)委員に、

企画政策部会長は、榛澤 芳雄(はんざわ・よしお)委員に

それぞれ、お願いしたいと思います。

また、前部会長が退任されました、大気環境部会につきましては、継続して委員をされております榛澤委員に兼務をお願いしたいと思います。

自然環境部会につきましては、前部会長の沖津委員から辞退の申し出があったので、池邊このみ(いけべ・このみ)委員をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

近藤委員、池邊委員は、本日ご欠席ですが、私からご承諾をいただくということで、お任せいただきたいと思います。

(4) 千葉県環境審議会運営規程の一部改正について

会長 次に、議事(4)「千葉県環境審議会運営規程の一部改正について」です。
運営規程の改正については、千葉県行政組織条例第34条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるとされております。

改正の内容について、事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 環境政策課でございます。

審議会運営規定の一部改正についてご説明します。お手元の資料1-1、A4サイズ横の資料をご覧ください。

運営規定は、ただ今会長からお話があったとおり、当審議会の運営に必要な基本的事項を定めたものでございます。

資料1-1の最初のページにあるとおり、第2条で当審議会の所掌事務について規定しております。第2条の本文で、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌するとし、以下、各所掌事項の根拠となる関係法の名称等を列挙しております。このうち、第7号で引用している法律名が改正されたので、改正後の名称に合わせて、文言を改めるものです。

新旧対照表、左側が改正後の文案です。下線の部分、いわゆる鳥獣保護法ですが、昨年度、法改正がございまして、名称が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、と下線の部分が新たに追加になりました。

第4条の部会の設置について定めた中にも同じ法律名の引用があります。

鳥獣部会の所掌事務の中で同様に下線部を追加いたします。

改正箇所は、以上の2箇所でございます。

本改正につきましては、本日皆様にご了承いただければ、事務手続を整えまして、即日施行したいと考えております。

なお、鳥獣保護法の改正の趣旨、内容等につきましては、後ほどの報告事項の中で自然保護課から説明いたしますので、まずは運営規程の改正について、御審議くださるようお願い申し上げます。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等はございますでしょうか。

(「特に異議なし」の声)

会長 特にないようでしたら、改正(案)のとおり、本日付けで、運営規程の改正を行うこととしますので、よろしく申し上げます。

以上で、4つの議事は終わりました。

6 その他

(1) 報告事項

ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について

会長 次に、報告事項に移ります。

まず、「ア 各部会の審議状況及び今後の予定について」事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 環境政策課です。各部会の審議状況及び今後の予定についてと書かれました資料2をご覧ください。表の左側は、委員の皆様の前回の任期に当たります、25年度から26年度にかけて、各部会で御審議いただいた事項をまとめたものでございます。

法の規定に基づき、環境分野の各種計画の策定に当たり、ご意見を頂戴したほか、自然公園に係る計画変更や鳥獣の狩猟や管理計画、温泉掘削の許可等について、御審議いただきました。

特に昨年度は、先ほど会長からもありましたが、本県の環境行政のマスタープランでとなる環境基本計画の見直しについて意見を頂戴し、県と市と企業の間で締結する環境保全協定の細目協定についても御審議いただくなど、各部会において、貴重な意見を多数賜りました。改めてお礼申し上げます。

表の右側は、おおむね今後2年間の、今任期中に予定される審議事項でございます。毎年度ご審議いただく定例的な計画等に加えまして、大気環境部会では、法の改正によります窒素酸化物対策の指導要綱、水環境部会では、地盤沈下の防止に関する細目協定の改定、これは5年に一度のもの、廃棄物・リサイクル部会では、これも5年ぶりとなる廃棄物処理計画の策定、また、企画政策部会では、県の地球温暖化防止計画の策定についてそれぞれご意見を頂戴する予定です。

引き続き、ご指導、御協力のほどお願い申し上げます。説明は以上です。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見御質問等はございますか。

会長 特になければ、先に進めさせていただきます。

イ. ヤード適正化条例について

会長 次の報告事項、「イ ヤード適正化条例について」事務局から説明をお願いします。

廃棄物指導課長 廃棄物指導課でございます。ヤード適正化条例について、ご説明します。資料の3をご覧ください。

本県には、周囲を鉄板などで囲み、自動車の解体や自動車部品の保管などを行っている「ヤード」と呼ばれる施設が数多くあります。

ヤードは、印旛地域を中心にして、昨年末時点で510か所確認されており、これは全国の約2割に当たります。

このなかには、周辺に油を流出させているものや、盗難自動車の保管場所となっているいわゆる「不法ヤード」も存在しています。

そこで、県内のヤードの適正化を図るため、昨年12月に、全国初となる「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」を制定し、本年4月1日に施行しました。

この条例では、ヤードの運営者に対し、主に3つの規制を行っています。

一つ目は、ヤードの可視化を図るための「届出の義務」です。

二つ目は、生活環境を守るための、「油の流出等の防止措置義務」です。

三つ目は、盗難自動車をヤード内に持ち込ませづらくするための、「エンジン取引の相手方確認義務」等です。

また、条例の実効性を確保するため、事業者が義務を果たさない場合には、勧告や命令ができ、県職員による事業場への立入りも可能となりました。

そして、この「命令に従わない場合」や「届出義務に違反」するなど、悪質な事業者には、罰則を科すことができることとなりました。

本年4月の条例施行後、条例の周知及びヤードの実態把握のため、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を有しないヤードを中心に、7月までに282か所、延べ317か所のヤードへ立入りを行いました。その結果、7月未までに207件のヤードから届け出がありました。

現在、届出をしないなど、条例の義務を履行していないヤードについて再度立入りを実施し、届出の催告を行っているところですが、今後もすべてのヤードを対象に、立ち入りを行い、引き続きヤードの実態把握を進め、県警とも連携して、不法ヤードの一扫を目指してまいりたいと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問がありましたらお願いします。

ふじしろ委員 現在の立ち入り状況で282か所を立ち入り、届出が207件、75か所が出てこないということですが、具体的にどういう状況か。また、立ち入りした状況はどうか。ご説明いただきたい。

廃棄物指導課長 立ち入りの状況につきましては、510か所は県警が把握しているものです。

県警からの情報510か所のうち、自動車リサイクル法の解体業の許可のあるところは、ある程度中の状況がつかめているので、それ以外のところを中心に立ち入りを実施しました。立ち入りの結果、中にはエンジン等がなくて、これはヤードではないのではないのかといったところ、あるいは、510箇所以外に新たにヤードだと届け出たところもあります。

未見届けの数については入り繰りがありますが、基本的には対象になるところは、全て届出をするよう指導しています。それ以外に運営者自ら届出が必要だというようなところからも届出を受けています。

実際に立ち入りを行った状況ですが、なかなか今まで、実態がどうなのかわかりませんでした。協力が得られるか心配していましたが、県警の協力も得まし

て、全ての立入りに警察官を同行願い、無事に行えました。結果的には調査については好意的に対応をいただき、大きなトラブルになったというような状況はありませんでした。中には届出を出していないところもありましたが、趣旨を説明して、届出するよう指導しているところです。今後もそのように一つ一つ指導を行っていきます。

会長　ほかにいかがでしょうか。なければ先に進ませていただきます。

ウ. 鳥獣保護法の改正について

会長　次の報告事項、「ウ 鳥獣保護法の改正について」御説明をお願いします

自然保護課長　「自然保護課でございます。私の方から鳥獣保護法の改正についてご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

まず、改正の必要性でございます。2点ございまして、1点目がニホンジカ・イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化していることでございます。2点目としましては、狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手が減少しており、鳥獣捕獲の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要なことから法改正が行われたものでございます。

改正内容でございます。1から6までございます。

まず、一番大きいものが1番目の題名、目的等の改正でございます。

法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に「鳥獣の管理」を加えるものでございます。今まで「鳥獣保護法」と言っておりましたが、「鳥獣保護管理法」に新たまります。「鳥獣の管理」とは、「その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と新たに定義が明記されました。

次に、2番目の施策体系の整理でございます。県の方では、鳥獣全般を対象として鳥獣保護区や鳥獣の捕獲許可、又は狩猟免許などの計画を定めた「鳥獣保護事業計画」がありまして、これを「鳥獣保護管理事業計画」と改めてございます。鳥獣保護管理事業計画の下に、特定の被害が多い鳥獣、守るべき鳥獣の保護及び管理に係る計画を定めた「特定鳥獣保護管理計画」がこれまでの法体系のもとにありましたが、これを2つに分けまして、守るべき鳥獣として「第一種特定鳥獣保護計画」、管理すべき鳥獣として「第二種特定鳥獣管理計画」と分けてございます。千葉県といたしましては、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについて、農業被害等が多いことから、第二種特定鳥獣管理計画を定めてございます。

3番目の指定管理鳥獣捕獲等事業の創設についてです。

これまで農作物に被害を及ぼす有害鳥獣につきましては、主に市町村が主体となって捕獲をしているところでございます。ただ、広域的な広がりがあることから、集中的かつ広域的に管理を図る必要があると環境大臣が定めた鳥獣、これが現在、ニホンジカとイノシシが指定されており、これらの鳥獣について国又は県が捕獲等をする事業を実施することができることになり、指定管理鳥

獣捕獲等事業が創設されたところでございます。この事業については、次の4にあります認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行うことになっています。

次に4の認定鳥獣捕獲等事業者の導入についてです。

これは捕獲の担い手が減少していることを受けまして、一定の知識や技能を有する者を、都道府県知事が認定するという制度でございます。

今のところ、猟友会、警備会社、コンサルタント系の会社、害虫駆除等の会社が申請する見込みと考えてございます。

これ以外に、麻醉銃猟の許可や網・わな免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げを行い、これらは平成27年5月29日に施行されたところでございます。

千葉県においてイノシシ及びニホンジカの被害が深刻ということから指定管理鳥獣捕獲等事業につきまして、次ページで説明をいたします。

この図の見方ですが、色が濃いところの方がイノシシ被害の深刻な地域、薄くなるほど被害が軽減されている地域であり、白いところは被害がない地域となっております。

先ほど申しましたとおり、有害鳥獣捕獲につきましては市町村が主体となっておりまして、県としましては生息域の拡大を防止するために、生息密度が高い地域の外縁部において事業を実施するという考えのもと、成田地域、茂原市を中心とする長生地域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するというものでございます。

次ページにはニホンジカの捕獲地域が示してございます。考え方はイノシシと同じでございます。県としましては、生息密度の高い地域の外縁部ということで、勝浦市を中心とした夷隅地域において事業を実施するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。御意見・御質問等をお願いいたします。

吉田委員 鳥獣部会長の吉田でございます。この法改正によって、新しく指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されまして、今までもシカ、イノシシについて市町村の御努力によって毎年少しずつ増える形で捕獲しておりましたが、やはり、数を押さえるというところまで至らなかったところでございます。県の方で新たな制度を活用して捕獲を進めていただくことは大事だと思います。

一方で、山の中が浅いという当県の特徴を考えますと安全性ということは重要であり、その点に十分配慮していただき、事故の無い形で、県が主体となった捕獲を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 他に何かございますか。ただいまの御意見を踏まえまして、県の方もまたよろしくお願いいたします。

エ. 平成26年度大気汚染の状況について

会長 次の報告事項、「エ 平成26年度大気汚染の状況について」御説明をお願いします。

大気保全課長 大気保全課でございます。

私の方から、平成26年度、昨年度の県内の大気汚染の状況について、ご報告させていただきます。

資料5をご覧ください。これらの結果は、大気汚染防止法に基づきまして、県と市などで毎年測定を実施しているもので、昨年度の方は、去る8月7日、ちょうど1ヵ月前になりますが、8月7日に公表した結果となっております。

まず、黒い囲みの中をご覧ください。

こちらの方に各物質の環境基準達成状況をまとめてあります。

二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、これらにつきましては、全測定局で環境基準を達成しておりました。

一方、微小粒子状物質、PM2.5ですが、こちらにつきましては、一般環境大気測定局で40.5%、道路沿いに設置してあります自動車排出ガス測定局では16.7%と、低い環境基準達成率となっております。

光化学オキシダントにつきましては、依然として全局で未達成という状況となっております。

また、有害大気汚染物質につきましては、ベンゼンなど21物質について測定しておりますが、全測定地点で環境基準等を達成しているという状況となっております。

以上のように、光化学オキシダントとPM2.5、この2つを除きまして、環境基準等を達成しているという状況となっております。

では、個別の状況について簡単にご説明をさせていただきます。資料の3ページをお開きください。

こちらの表1-1に主な物質の過去10年間の環境基準達成状況、表1-2に年平均値の過去10年間の推移を示しております。

一般環境大気測定局における環境基準達成状況ですが、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素はいずれも、環境基準達成率100%を維持しております。一方、光化学オキシダントにつきましてはずっと0%、微小粒子状物質については昨年度40.5%と、いずれも低い値となっております。

次に、年平均値ですが、二酸化いおう、一酸化炭素、光化学オキシダントについては横ばい、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては低下傾向がございます。

光化学オキシダントについては、原因物質の一つでありますシンナー等の揮発性有機化合物、こういったものの対策が進められているものの、依然として横ばいの状況が続いておりまして、この状況につきましては、関東の近隣都県みな同じような状況になっています。

なお、26年度、昨年度は、光化学スモッグ注意報を12日発令しております。今年は、7月下旬から8月上旬にかけて猛暑が続きまして、まだ皆さまご記憶に新しいことかと思いますが、毎日毎日暑く風の弱い日が続きました。その結果、本日までに光化学スモッグ注意報、昨年度より3日多い15日の発令となっております。

次に、有害大気汚染物質の測定結果について、5ページをお開きください。

有害大気汚染物質のうち、測定物質21物質を測定しているわけですが、環境基準・指針値が設定されている物質は、そのうち13物質あります。

これらにつきましては、それぞれの基準等を達成しております。また、基準等が設定されていない残り8物質につきましても、全国と比較した場合、その濃度範囲内にあるという状況になっております。

次に、2ページに戻っていただきまして、県の対策ですが、県では環境基準の達成率の向上、あるいは維持を図るため、引き続き、工場・事業場対策及び自動車排出ガス対策を継続して進めていくこととしております。

特に揮発性有機化合物、VOCについては、法や条例による排出抑制を図るとともに、特に光化学スモッグの発生しやすい夏場にみなさんに排出を抑制してくださいといったようなよびかけなども行っております。

また、近年関心が高まっているPM2.5につきましては、26年度、昨年度から県において検討調査を実施しているところでございまして、将来濃度の予測等を実施して、効果的な対策を検討する予定です。

こちらの調査結果等につきましては、適宜、大気環境部会で報告をさせていただきますと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、大気汚染の状況についての説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

いかがでしょうか。なければ先に進ませていただきます。

オ. 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

会長 次の報告事項、「オ 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」、事務局から報告をお願いします。

松尾副課長 水質保全課から報告事項の「オ 平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」、ご報告させていただきます。お手元の資料、資料番号の6番になります。

今、大気保全課から説明のあった報告と同日、8月7日に一度、公表させていただきます。当時、環境審議会の委員の方々には、8月7日に一度、送付させていただいたところでございますが、その後、一部、誤りがございまして、8月26日に修正させていただきます。本日、皆様のお手元に配布させていただきます資料6につきましては、日付は8月7日となっておりますが、修正後のものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

県では、毎年、環境審議会の水環境部会におきまして、水質汚濁防止法に基づきます水質測定計画についてご審議いただき、計画を作成、さらにその計画にしたがって測定を実施、その結果について環境基準の達成状況、これを評価等行っているところでございます。

水質汚濁に係る環境基準では、人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目と生活環境の保全に関します環境基準、いわゆる生活環境項目が定められております。

これらの平成26年度の状況につきまして、河川、湖沼、海域などいわゆる公共用水域について、85の測定水域において実施した結果について、資料の2ページにまとめておりますので、2ページ以降でご説明をさせていただきます。

測定結果の健康項目、これは、カドミウムですとか、鉛、あるいは硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など27項目が対象となっております。表の2にございますように、結果として、銚子市の2つの河川で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しておりました。この2つの河川の流域は、畜産業ですとか畑作農業が盛んであり、これらの影響が原因ではないかと考えられているところから、関係機関と連携して対策を進めてまいります。

次に、イの生活環境項目でございます。これはBODですとか、COD、あるいは全窒素、全リンなど、12項目が対象となっております。有機汚染の代表的な指標でございますBOD、CODにつきまして、85水域の内、60水域で環境基準を達成しており、達成率は70.6%でございます。これは、前年度より1.2%低下しております。

次に3ページの表3をご覧くださいと思います。

これは、河川、湖沼、海域の区分ごとのBOD、CODの環境基準の達成状況を示したものでございます。河川では、合計で78.6%、湖沼につきましては、全ての水域で達成されておらず0%、海域では45.5%ということで、公共用水域全体として70.6%の達成率でございます。

次に4ページの下をご覧くださいと思います。

イの河川の水質、BODの状況ということでございますが、河川のBOD年平均値をみますと、「きれい」とされるBODが3mg/L以下の河川は全体の81.7%、また、「とてもよごれている」とされる10mg/Lを超える水域は、ありませんでした。

次に5ページの上のグラフをご覧くださいと思います。

こちらは、湖沼の水質、COD年平均値でございます。印旛沼につきましては11mg/L、手賀沼につきましては7.6mg/Lで、グラフをご覧くださいと、ここ数年、青い線が印旛沼を示しており、ピンク色の線が手賀沼を示しております。ともに横ばいの状況が続いておりますが、平成26年度については、若干改善がみられたところでございます。手賀沼につきましては、昭和46年度に水質測定計画に基づく測定を開始して以来、最も良好な結果となっております。

次に下の海域の水質、こちらのグラフをご覧くださいと思います。

海域のCOD年平均値を示したものでございますが、青い線が富津岬から北の東京湾内湾で3.1mg/L、ピンク色の線が富津岬以南の東京湾内房、また、緑色の線は九十九里・南房総海域でございまして、これらは1.0～1.5mg/Lで、ここ数年、全体的にほぼ横ばいの状況となっております。

次に資料1 1ページをお開きいただければと思います。

図1といたしまして、「河川、湖沼、海域の水質状況図」ということで、平成26年度の河川、湖沼、海域、こちらの状況を「きれい」あるいは「わりあいきれい」、「よごれている」、「とてもよごれている」という4つの段階に区分いたしまして、色分けし、表したものでございます。先ほど、ご説明いたしましたような状況が、一目で分かる形で整理させていただいております。

今後も、印旛沼、手賀沼、東京湾といった閉鎖性水域の水質浄化対策について、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地下水の状況についてご説明させていただきます。

7ページをお開きいただければと思います。

地下水の概況調査につきまして、これは、千葉県内を、基本といたしまして2km四方のメッシュに区切りまして、全体を10年間かけて一巡しようとする方法で、移動観測として、26年度には170本の井戸で調査しております。

また、同一地点を毎年調査する定点観測といたしまして、21本の井戸で調査を実施しております。概況調査全体で191本の井戸について調査を行い、地下水の環境基準項目であります、カドミウムですとか、全シアン、あるいは硝酸性窒素及び亜硝酸性など、28項目について、実施したところでございます。

その結果につきましては、8ページにまとめてございます。

191本の井戸のうち、9本の井戸で砒素が、また、1本の井戸でトリクロロエチレンが、1本の井戸でテトラクロロエチレンが、16本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、3本の井戸でふっ素が環境基準を超過しており、これらの内、2本の井戸では砒素とふっ素が重複して超過しておりました。それ以外の163本の井戸は、全ての項目について、環境基準に適合しておりました。

また、これら環境基準値超過の原因、対策等につきましては、資料の8ページに記載させていただいているわけですが、原因の究明等なかなか難しい状況であります。

最後に、資料の14ページをご覧くださいいただければと思います。

「地下水の水質測定地点」ということで、こちらに概況調査の移動調査地点170点について、水色でメッシュを塗ってございます。また、定点観測地点21点については、緑色の丸で示しております。

この191点についての結果、超過しておりましたものを15ページの図III-1に超過しました物質ごとに、色を変えてメッシュで示させていただいております。

以上で、「平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」ご報告を終わりにいたします。

会長 ありがとうございます。ただいまのご報告に対して、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

山室委員 ありがとうございます。ここで報告されていることをご覧になってもおわかりのように、水環境部会というところは、水環境といっても、こういう

化学物質の分析結果で、それが基準を超えているか、それから目標を達成しているかというところを色々、審議するわけなんです。水環境というのはこういう化学物質だけではなく、生物もありまして、特に千葉県は外来種によって、水環境がかなり改変されていると思うんですね。

例えば、印旛沼というのは、日本でもかなりめずらしいというか、そういうことがあってはいけないと、「カミツキガメ」がとうとう居座ってしまったところでもありますし、また、印旛沼、手賀沼だけではなく、いろんな用水路にも「ナガエツルノゲイトウ」という表面を覆ってしまうタイプの水草で、あれに覆われてしまうと下に酸素がいかなくなりますので、おそらく魚などにも影響すると思われるのですが、そういうのを水環境部会では審議・検討する機会がございませんので、この機会にそういう外来種について、水域を含んだ外来種について、どこの部会が色々、取り組み状況等を把握して、基準とか、今後、どうするかということを検討していくのかを教えてくださいと思います。

自然保護課長 自然保護課からお答えさせていただきます。

どこの部会かというのは、まだ定まっていないと思いますので、自然保護課からは対策についてご報告させていただきます。

カミツキガメなどは特定外来生物に指定されておりまして、県では防除計画を策定し、その計画に基づきまして、県が主体となって捕獲に取り組んでおります。年間800頭くらい捕獲をしております。

今年度におきましては、どのくらい生息しているのかが分からないと対策が立てられないことから、現在、生息状況調査を実施しており、その結果に基づきまして、具体的な対策を再検討していきたいと思っております。

ナガエツルノゲイトウなどの植物に関しましては、基本的には、それぞれの生息している河川や土地改良区などの管理者が防除に取り組んでいます。印旛沼の場合、県の県土整備部や土地改良区など複数のところが関係しておりますので、協力しながら防除に取り組んでいます。

山室委員 ありがとうございます。特に「ナガエツルノゲイトウ」は今、ご紹介いただいたように、様々な部局がかかわっているので、逆にだからこそ、こういうところの部会でまとまって報告いただけると全体像がこれでいいのかなと思います。今現時点で、どこの部会がというのがないようでしたら、今後の審議状況及び今後の予定というところで、自然環境部会が特に何も審議がないようなので、ぜひぜひ、こういうところを取り上げていただければよいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 他にいかがでしょう。なければ先に進ませていただきます。

(2) その他

会長 本日の議題は、以上でございますが、そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 特にございません。

事務的な連絡ですが、先程、署名人として指名されました梅山委員と桑波田委員におかれましては、後日、議事録ができあがりましたら、ご署名をいただきに伺いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ふじしろ委員 水質の方で外来生物の話がありましたが、私初めて環境審議会に参加させていただいていますが、4年前の原発事故に係る放射性物質の汚染状況については、環境審議会では扱わないのでしょうか。先ほど、部長の仰っていた、公害問題というのは新しい問題も起こって50年の節目とあった。新しい問題として、放射性物質の汚染状況があるが、これは単に原発事故、防災だけの問題なのか、環境としても扱って行かなくてはならないのではないのでしょうか。

環境政策課長 新しく委員になられた皆様には説明が不足しておりましたが、この審議会は、環境基本法第43条に基づいたもの、運営規程の中にもあったとおり、原則として、所掌事項は、法の委任等で答申、知事の諮問に基づいて答申を行っていただくもの、あるいは法に基づく諸計画の策定にあたり、ご意見を専門の立場からいただくという性格のものです。

けれども、例えば県の環境基本条例に基づく環境基本計画の策定の際には御審議をいただくとか、県の環境行政の基本的な重要な事項については種々ご意見を伺う場でもあります。その範囲内では御審議をいただき答申をいただきます。

先ほど山室委員からあった外来生物についても、水環境部会の所掌事項には入っていませんが、県の環境施策の中では重要なことです。先ほど自然保護課長からもあったとおり、県の施策の運用状況等について部会もしくは全体会議で逐次報告し、それぞれのお立場からの助言をいただき進めていきたいと考えております。

ふじしろ委員 審議会が法に基づいて行うのはわかりました。ただ、現実問題としてあるのは、どこでやるのか、ここで話すことではないのでしょうか。審議会は計画等々で関わるところで何らかのコンタクトをもっていくということでしょうか。

会長 内容については、それぞれ関連する部会で大いに検討していただく。そのあたりの整理については、事務局の方でお願いします。

いずれにしても千葉県環境を作っていくという上でおおもととなる会ですので、そういった意味で、皆様のご意見をいただきたい。

会長 他に何かございますか。

それでは、以上で議事を終了いたします。

御協力ありがとうございました。

7 閉 会

司会 どうもありがとうございました。
以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。

—以上—